

名護市数久田区の民間地における流弾事故に関する意見書

去る6月21日、米海兵隊キャンプ・シュワブ演習場に隣接する名護市数久田区の農業作業用小屋で窓ガラス2枚が破損する被害が発生し、窓枠下から銃弾が発見された。

発見現場は住宅地から約700メートルの距離にあり、一歩間違えば人命にかかる重大な事故につながりかねず、県民に大きな不安と恐怖を与えている。

米軍は翌22日にキャンプ・シュワブ内の実弾射撃訓練施設レンジ10を予防措置として一時閉鎖しているが、これまで同演習場周辺では実弾射撃訓練による被弾事故が発生しており、本県議会も幾たびとなく抗議し、キャンプ・シュワブ演習場における重機関銃の実弾射撃訓練の廃止を強く要請してきたところである。

過去に名護市内で発生した流弾事故は6件あり、重機関銃の銃弾が停車中のダンプカーを貫通した事故やパイナップル畑で作業中の男性の約2メートル離れた場所に着弾する事故が発生するなど住民の生命を脅かす事故は後を絶たない。

また、過去の流弾事故においては、県民が納得できる具体的な説明もなく、米軍の訓練との関係が否定され、真相が明らかにされないまま訓練が継続されたこともあり、県民の間には変わらない現状へ怒りの声が上がっている。

射程距離内に民間地域が含まれるレンジ10の構造的問題が指摘される中、抜本的な対策がなされないまま繰り返される流弾事故により、生命の危機を感じながらの日常生活を強いられることに対し強い憤りを禁じ得ない。

よって、本県議会は、県民の生命、財産及び生活環境を守る立場から、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 米軍及び日米両政府において実弾射撃訓練と流弾事故との関係及び原因を徹底的に究明し、その結果を県民に速やかに公表すること。
- 2 重機関銃の射程距離内に民間地域が含まれるレンジ10での実弾射撃訓練を中止すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月6日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

宛て